

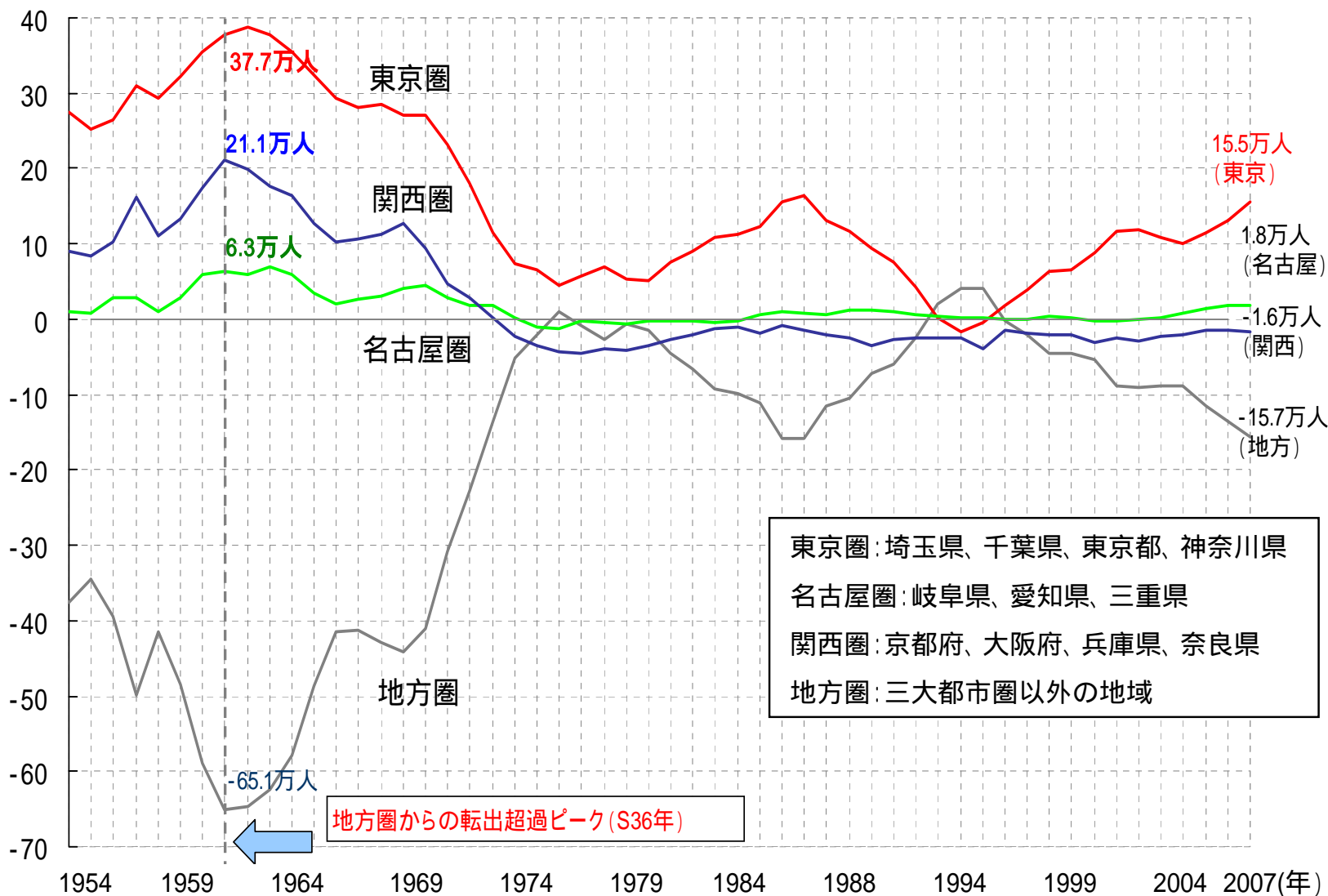
# 大都市圏政策の検討スキーム(案) 説明資料

# 人口の流出入の動向と今後の見通し

地方圏から三大都市圏への人口流入は、1961年の65.1万人をピークに急激に減少してきている。なお、東京圏は1994年に流出超過となったが、近年では転入超過となっている。

## 三大都市圏及び地方圏の人口流入推移

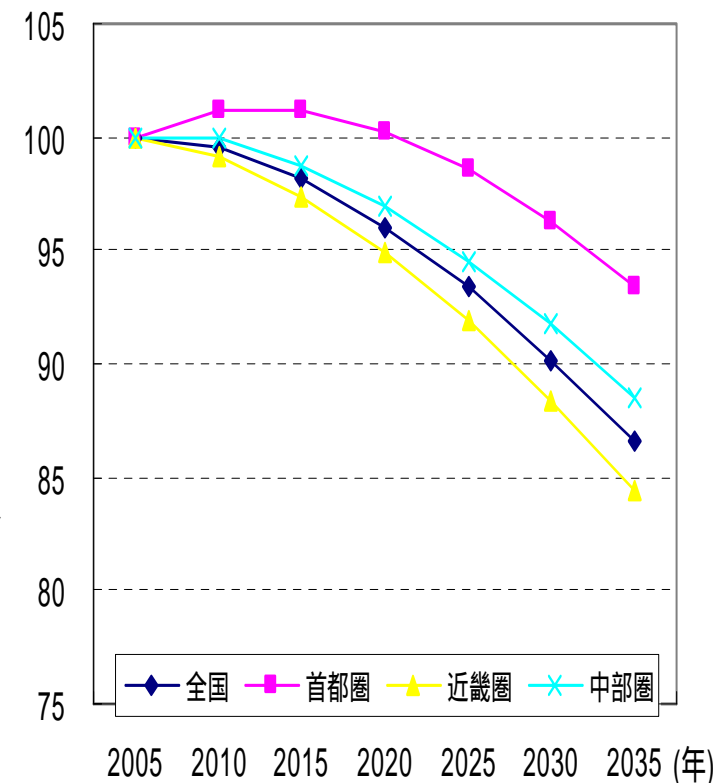
(転入超過数:万人)



東京圏: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県  
 名古屋圏: 岐阜県、愛知県、三重県  
 関西圏: 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県  
 地方圏: 三大都市圏以外の地域

首都圏整備法 (1956)  
 近畿圏整備法 (1963)  
 中部圏開発整備法 (1966)

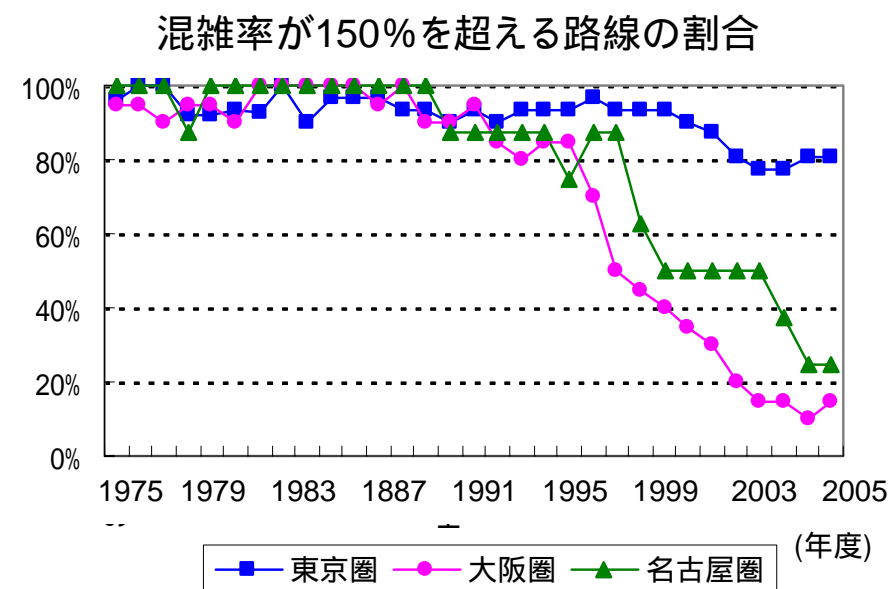
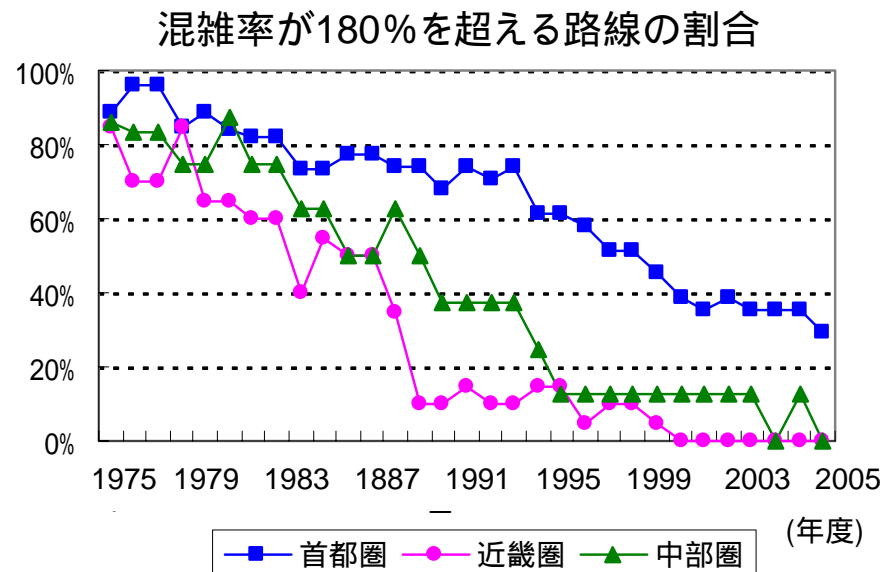
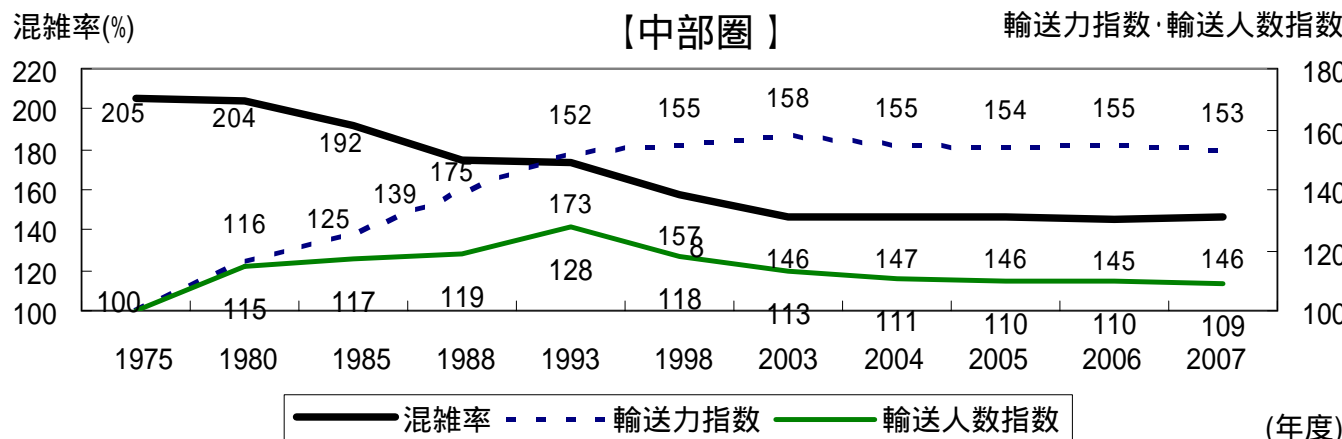
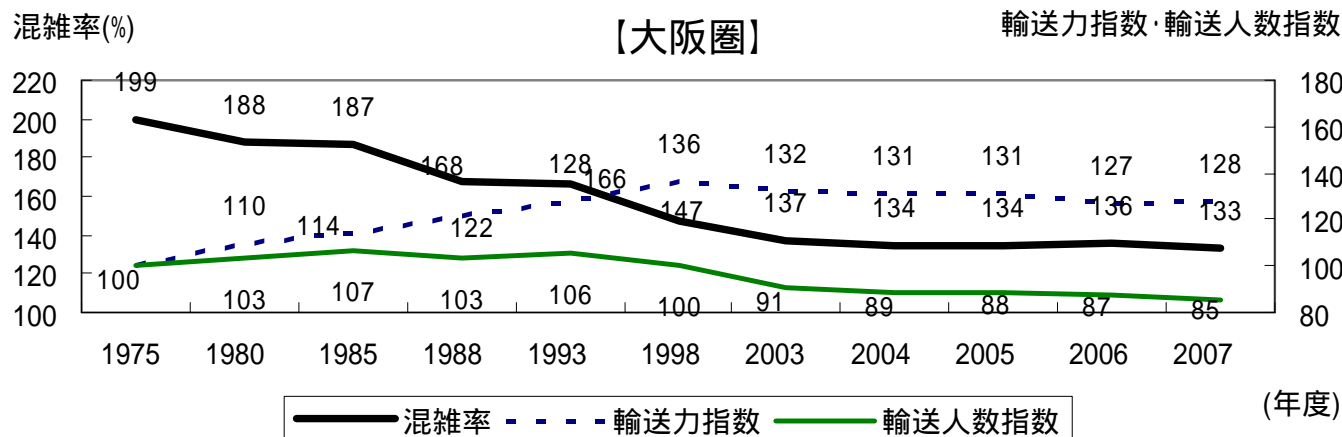
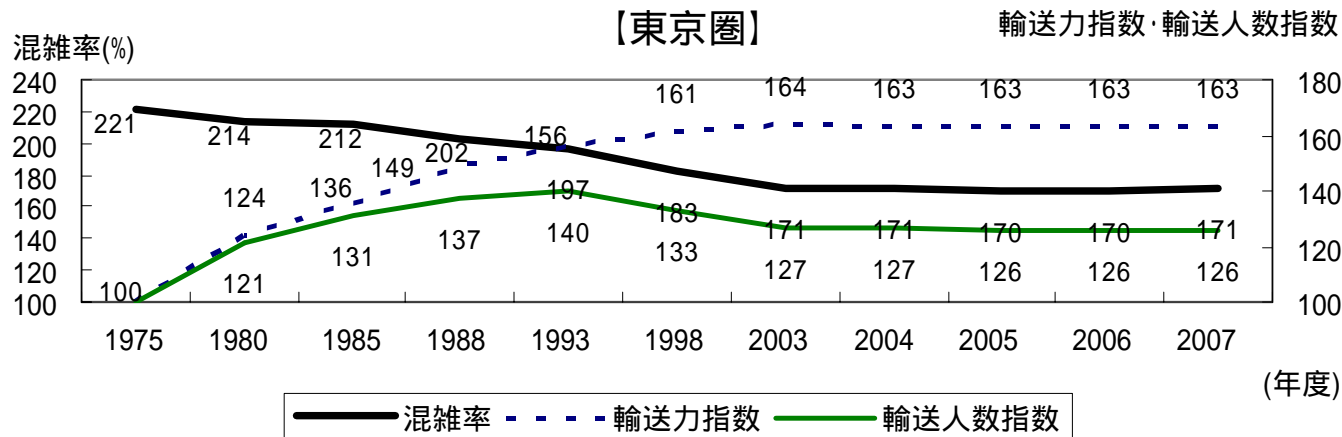
## 三大都市圏及び全国の人口推計



出典: 国立社会保障・人口問題研究所  
 「日本の都道府県別将来推計人口」  
 より作成

# 通勤混雑率の改善

鉄道混雑率は、三大都市圏ともに着実に改善してきており、輸送力の増強や路線数の増加等が寄与していると考えられる。



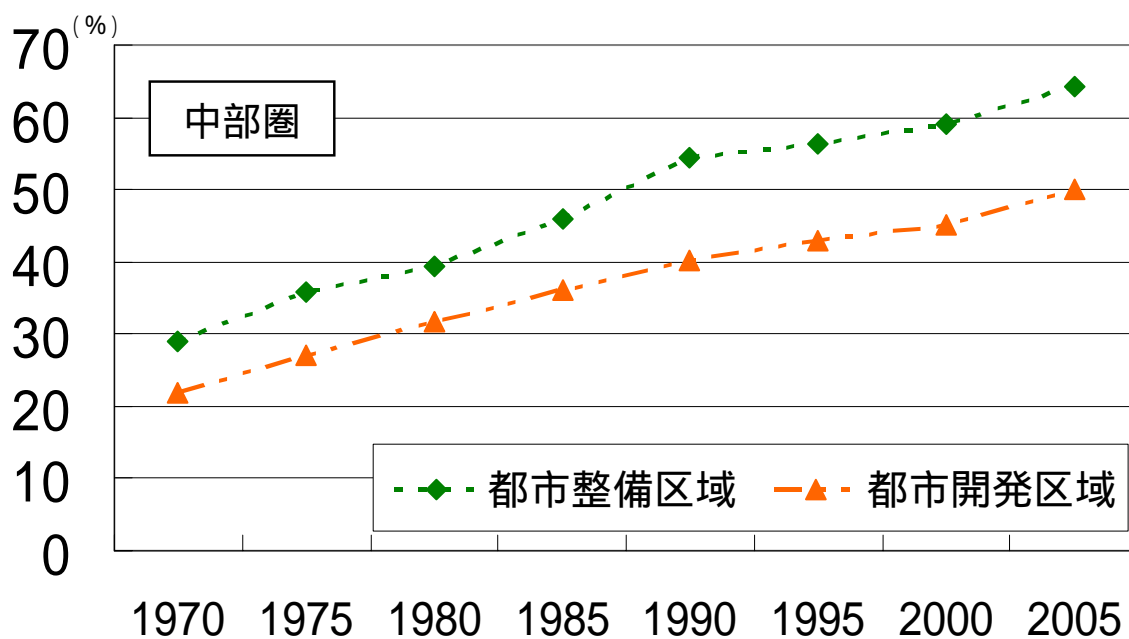
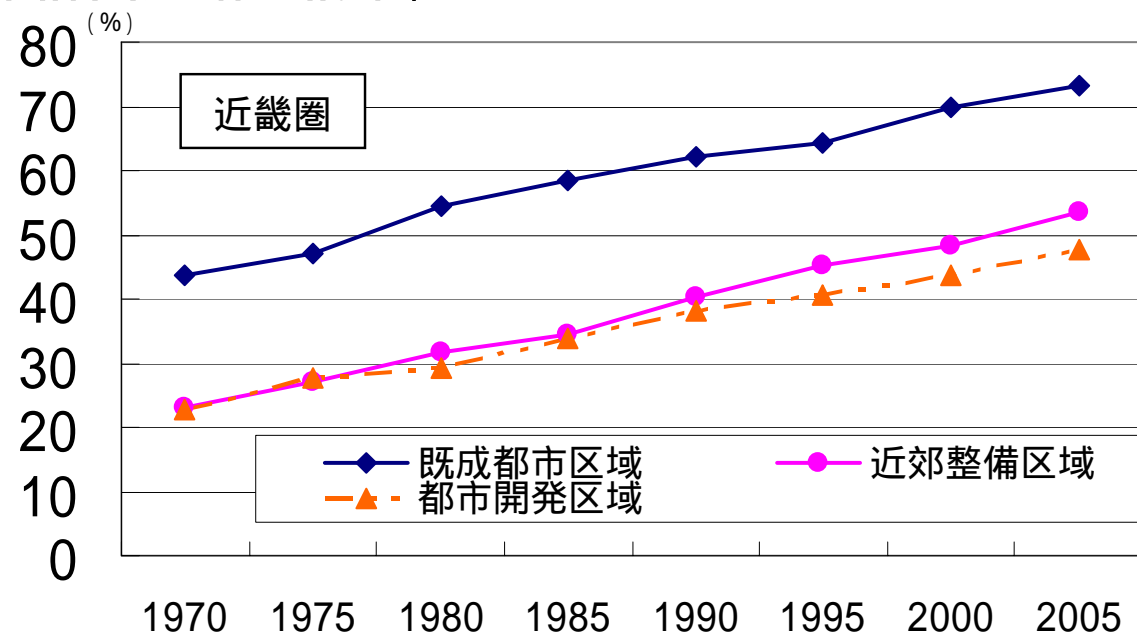
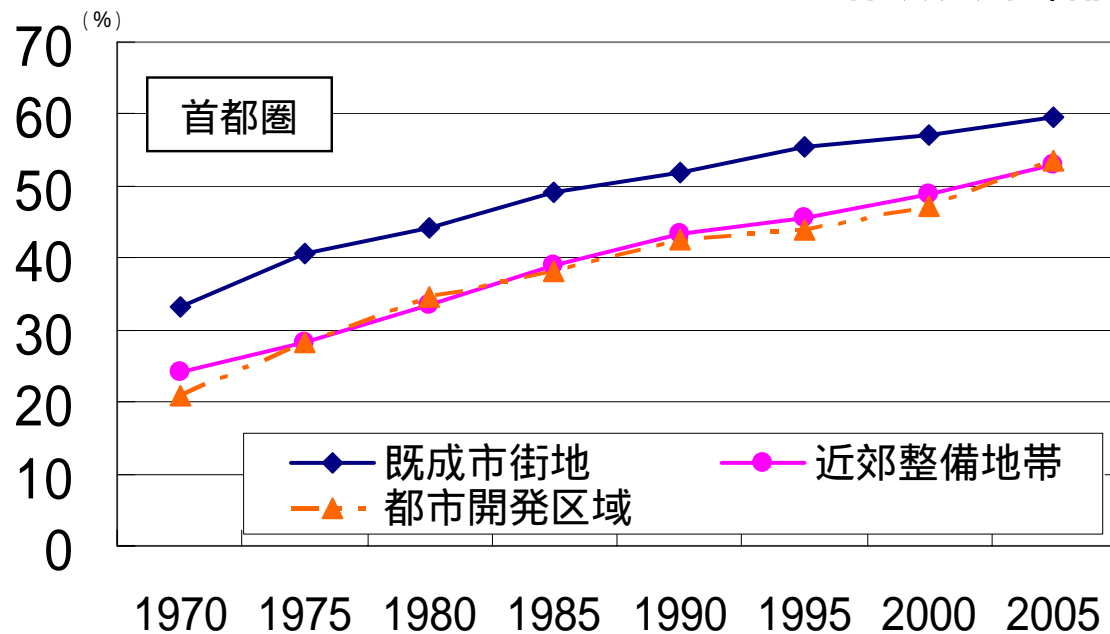
出典：国土交通省鉄道局資料より作成

注：輸送力・輸送人員は、東京圏は主要路線31路線の平均、大阪圏は主要20路線、名古屋圏は主要8路線の平均値をとったもの。両指数は、1975年度を100として算出した。  
 出典：運輸政策研究機構「数字で見る鉄道」より作成

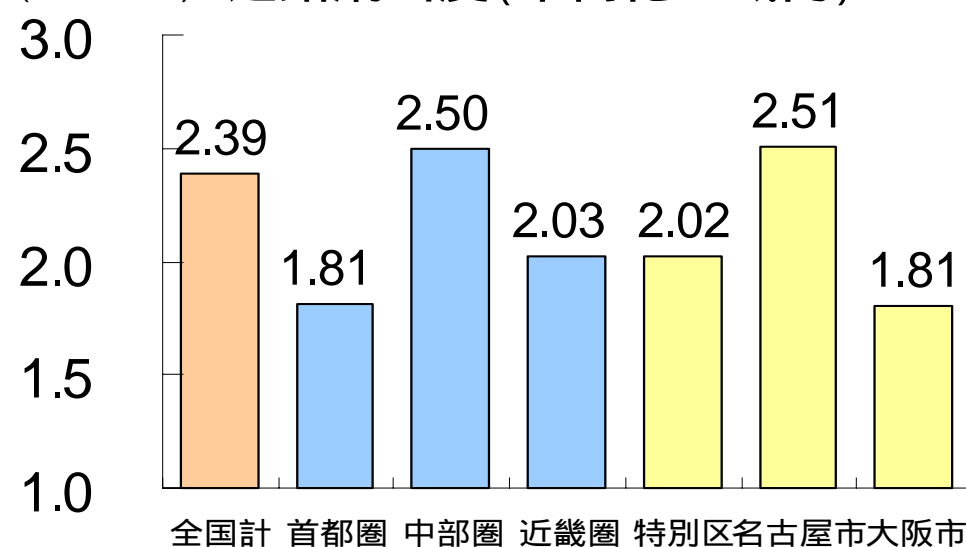
# 道路網の整備・改善

三大都市圏の都市計画道路は、着実に整備が進められており、道路ストックの改善が進んでいる。

## 道路改良率(都市計画道路整備率)



## (km/km<sup>2</sup>) 道路網密度(市街化区域内)



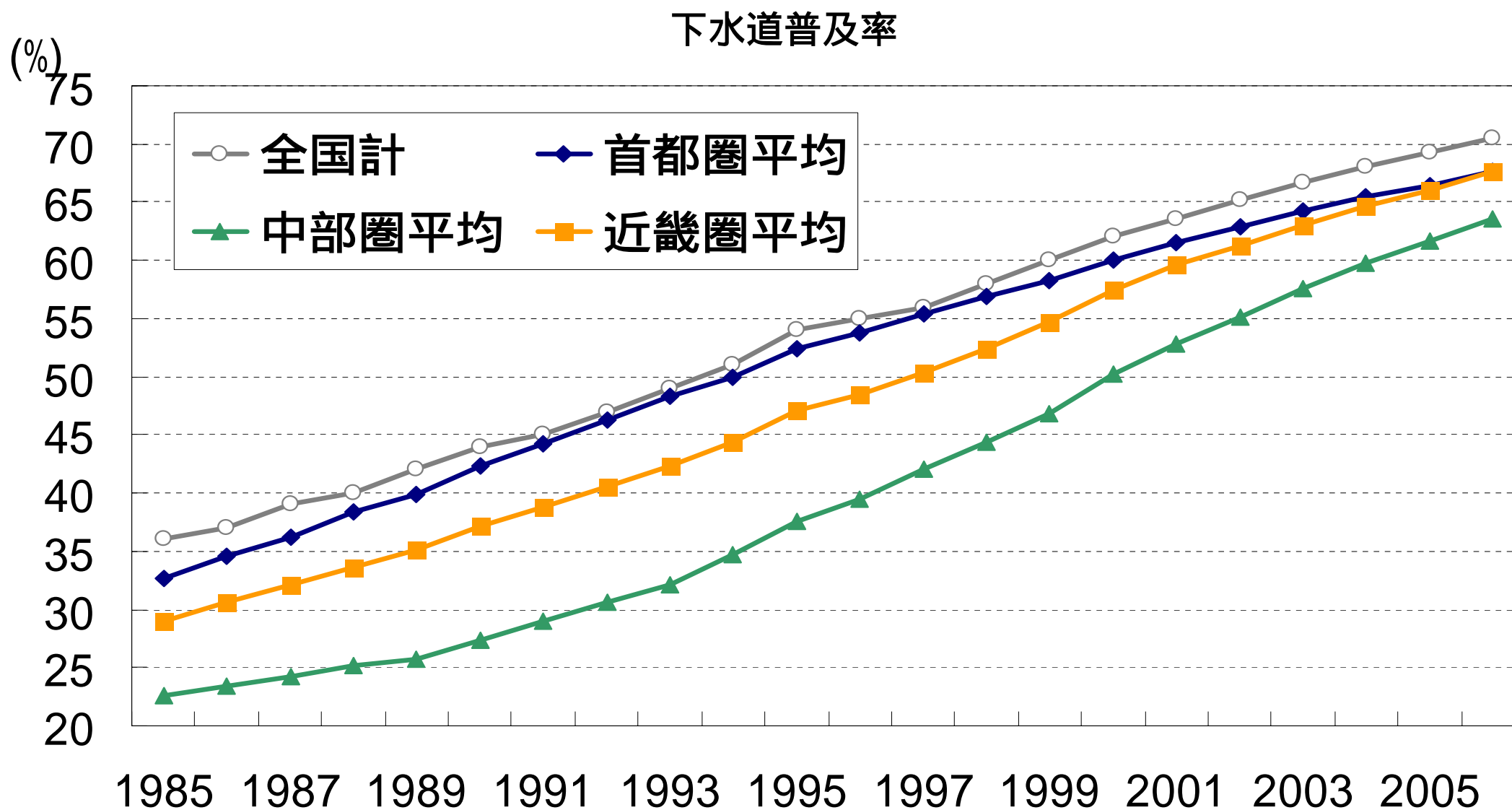
注: 道路網密度は、市街化区域に含まれる改良済・概成済の幹線道路を市街化区域で除して算出した。

出典: 国土交通省「都市計画年報」より作成

出典: 国土交通省「都市計画年報」より作成

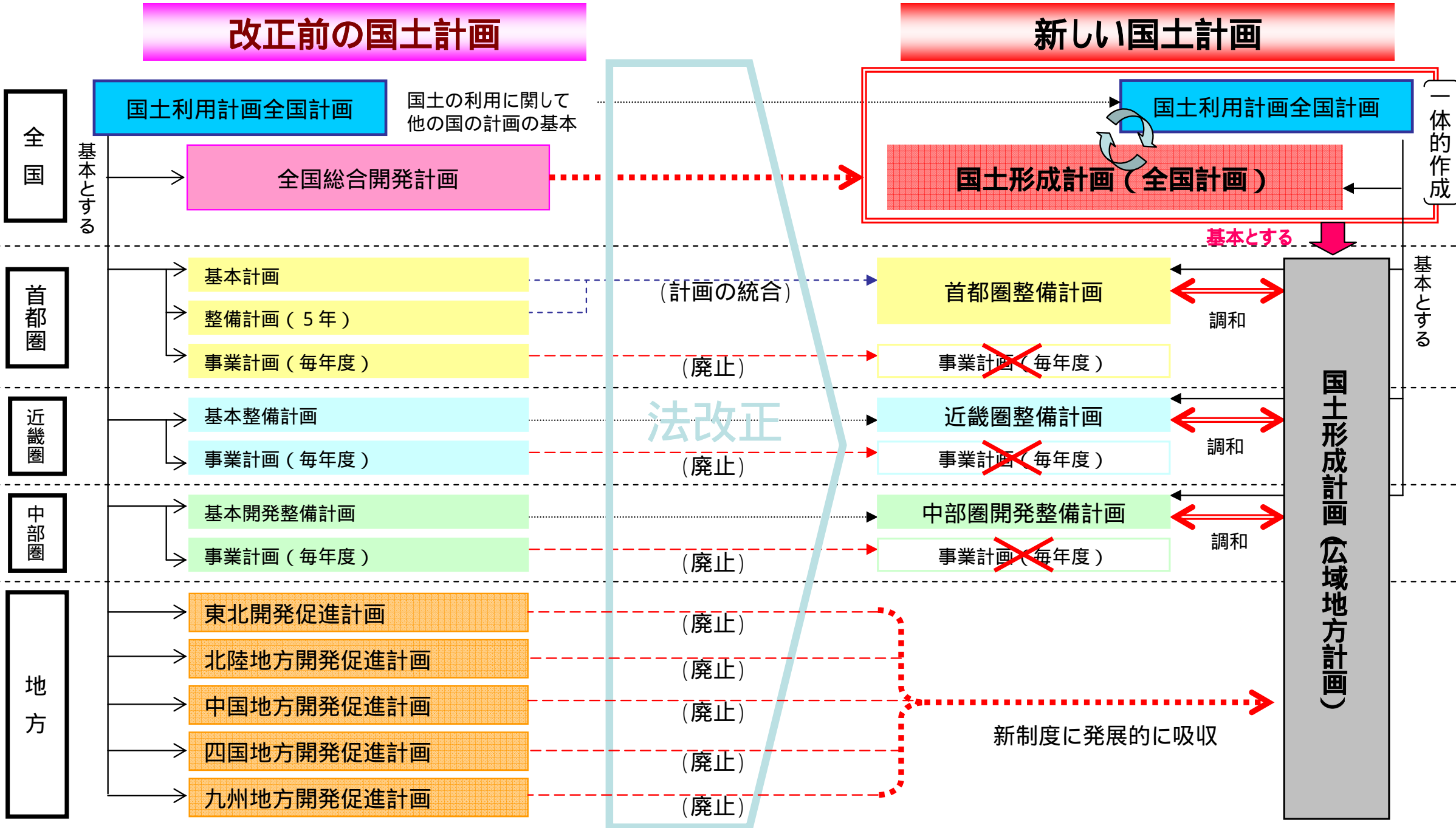
# 下水道普及率

下水道の普及率は、地域によって多少のばらつきがみられるものの、着実に進捗している。



# 計画体系の見直し

## 国土計画制度の再編



首都圏整備法、近畿圏整備法、中部圏開発整備法に基づく計画については、密集市街地等の大規模地震への脆弱性など、大都市圏における過密問題への対応等が依然として重要な課題であることを踏まえ、制度として存続させつつ、計画の簡素化を図った。

# 広域地方計画と大都市圏整備計画等の比較

	国土形成計画(広域地方計画)	首都圏整備計画	近畿圏整備計画等	中部圏開発整備計画等
目的	一体として総合的な国土の形成 (= 利用、整備、保全)	首都圏の総合的な整備	近畿圏の総合的な整備	中部圏の総合的な開発及び整備
対象圏域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>首都圏</b>(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)</li> <li>・<b>近畿圏</b>(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)</li> <li>・<b>中部圏</b>(長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)</li> <li>・<b>北陸圏</b>(富山県、石川県、福井県)</li> <li>・その他 東北圏、中国圏、四国圏、九州圏</li> </ul>	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県(1都7県)	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県(2府6県)  福井県、三重県、滋賀県は重複	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県(9県)
計画期間	概ね10年間	(基本編) H27年度まで (整備編) H18から概ね5年間	(整備計画) H12から概ね15年間 (建設計画) H18から概ね5年間	(開発整備計画) H12から概ね15年間 (建設計画) H18から概ね5年間
計画策定プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>国土交通大臣決定</b></li> <li>・国民の意見を反映させるための必要な措置</li> <li>・国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市等により<b>広域地方計画協議会</b>を組織し協議を経る。その際、学識経験を有する者の意見を聴く。</li> <li>・関係行政機関の長に協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>国土交通大臣決定</b></li> <li>・関係行政機関の長、関係都県及び国土審議会の<b>意見を聴いて</b>決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(整備計画)</li> <li>・<b>国土交通大臣決定</b></li> <li>・関係府県、関係指定都市及び国土審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して決定</li> <li>(建設計画)</li> <li>・<b>関係府県知事作成、国土交通大臣同意</b></li> <li>・関係府県知事が関係市町村長と協議して作成、国土交通大臣に協議し同意を求める</li> <li>・国土交通大臣は国土審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して同意を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(開発整備計画)</li> <li>・<b>国土交通大臣決定</b></li> <li>・関係県が、その協議により、関係県及び関係指定都市の知事及び市長並びに議会の議長等より構成される<b>中部圏開発整備地方協議会</b>の調査審議を経て案を作成し、国土交通大臣に提出</li> <li>・国土交通大臣が、案に基づいて計画を作成し、国土審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して決定</li> <li>(建設計画)</li> <li>・<b>関係県知事作成、国土交通大臣同意</b></li> <li>・関係県知事が、開発整備計画に基づいて関係市町村長と協議し、<b>中部圏開発整備地方協議会</b>の意見を聴いて作成。この場合において、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得る。</li> <li>・国土交通大臣は、協議に際しては国土審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して同意を行う</li> </ul>



# 近畿圏・中部圏建設計画の概要

	近畿圏建設計画	中部圏建設計画
根拠法令	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律
計画の対象	近郊整備区域(4地区) 都市開発区域(6地区)	都市整備区域(1地区) 都市開発区域(13地区)
計画の期間	平成18年度から概ね5年間	
策定のプロセス	府県知事が作成し、国土交通大臣が同意	
計画の内容	区域ごとに ・整備及び開発の基本構想 ・人口の規模及び労働力の需給に関する事項 ・施設の整備に関する事項 等 につき大綱を定める。	

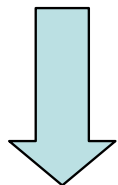
## 建設計画の効果

- ・府県に対する起債の充当率のかさ上げ・利子補給 ・適用期間停止
- ・市町村に対する負担率・補助率のかさ上げ ・適用期間停止
- ・施設整備の促進、資金のあっせんの努力
- ・国有財産の売払代金等の特約
- ・鉄道又は軌道の敷設等のための資金のあっせん(近畿のみ)



# 保全区域の整備に係る制度

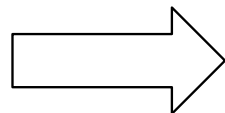
近畿圏整備計画・中部圏開発整備計画  
(国土交通大臣決定)



保全区域  
(国土交通大臣指定)

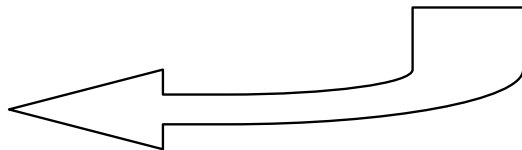


保全区域整備計画の作成



(近畿圏のみ)

近郊緑地保全区域の指定  
(国土交通大臣指定)



近郊緑地の保全のための施設計画等を含む

## 保全区域の指定に関する事項(近畿圏整備計画より抜粋)

- (1) 重要な文化財である建造物、伝統的建造物群、遺跡等を、それらを取り巻く自然環境と一体として保全する必要があると認められる地域であること。
- (2) 既成都市区域又は近郊整備区域の周辺であって、大都市の無秩序な拡大の防止、生活環境の保全又は住民のレクリエーションのために緑地を確保する必要があると認められる地域であること。
- (3) 国立公園、国定公園、府県立自然公園その他の自然景観、動植物等を保護し、又は観光レクリエーションに供する地域であって、計画的に保全し又は整備する必要があると認められる地域であること。

【保全区域の指定実績】(H20.3末現在)

	箇所数	面積
近畿圏	21区域	5,046km <sup>2</sup>
中部圏	18区域	12,443km <sup>2</sup>

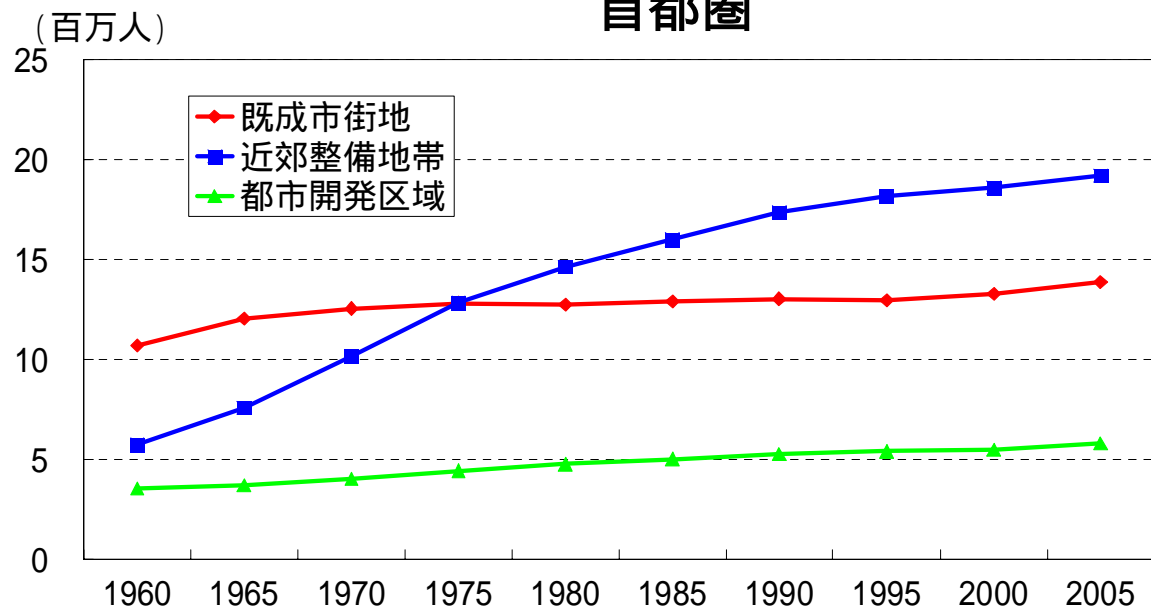
根拠法令	近畿圏の保全区域の整備に関する法律 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律
策定のプロセス	関係府県知事が作成し、国土交通大臣に協議。(近郊緑地保全区域を含むものは要同意)
計画の内容	区域ごとに ・保全区域の整備に関する基本構想 ・土地の利用に関する事項 ・文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項 につき大綱を定める。

# 政策区域別人口動向

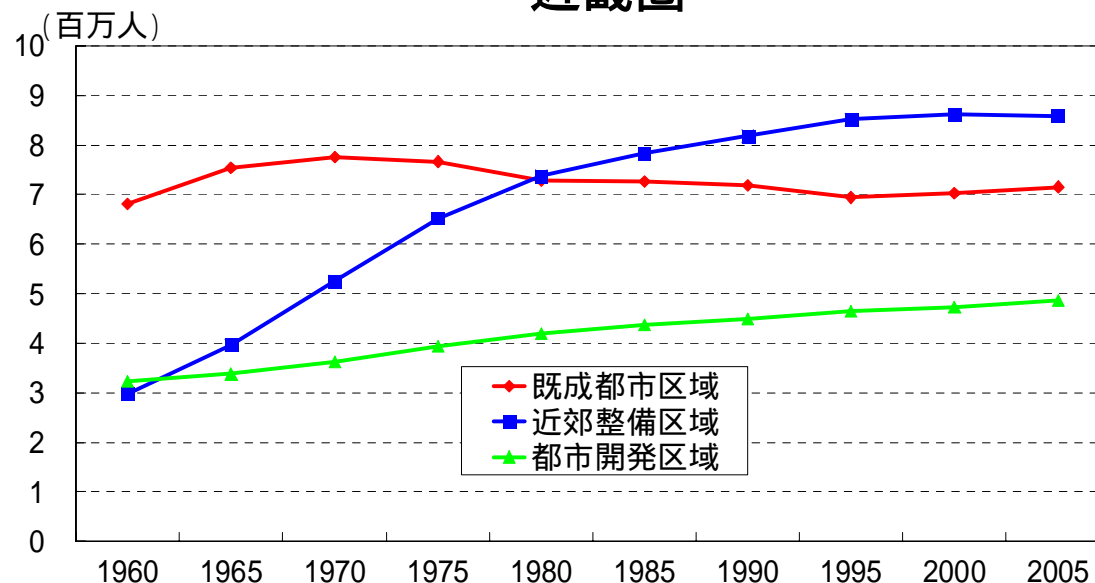
政策区域内の人口は、既成市街地等で概ね横ばい傾向にある一方、近郊整備地帯等での伸びが顕著である。なお、中部圏では全般的に人口が増加している。

## 政策区域別の人口の推移

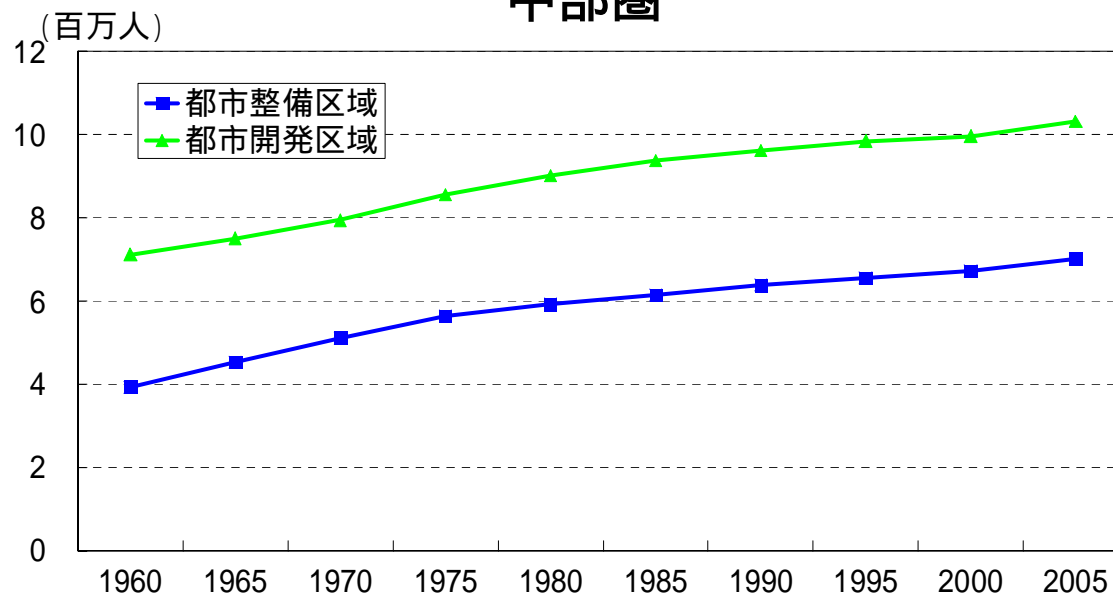
### 首都圏



### 近畿圏



### 中部圏

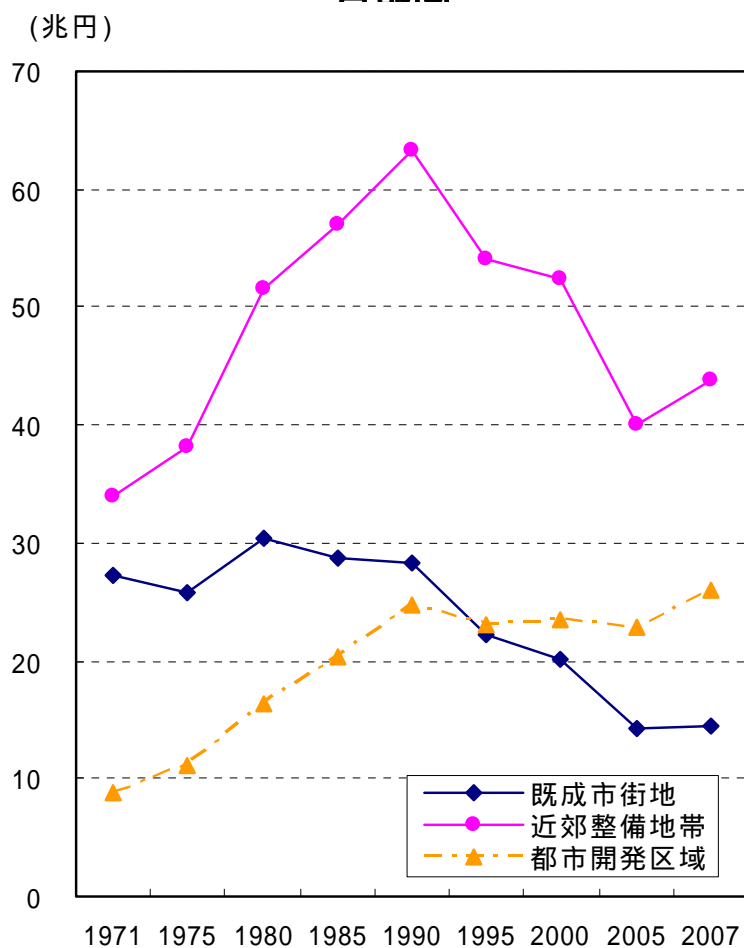


# 政策区域別製造品出荷額

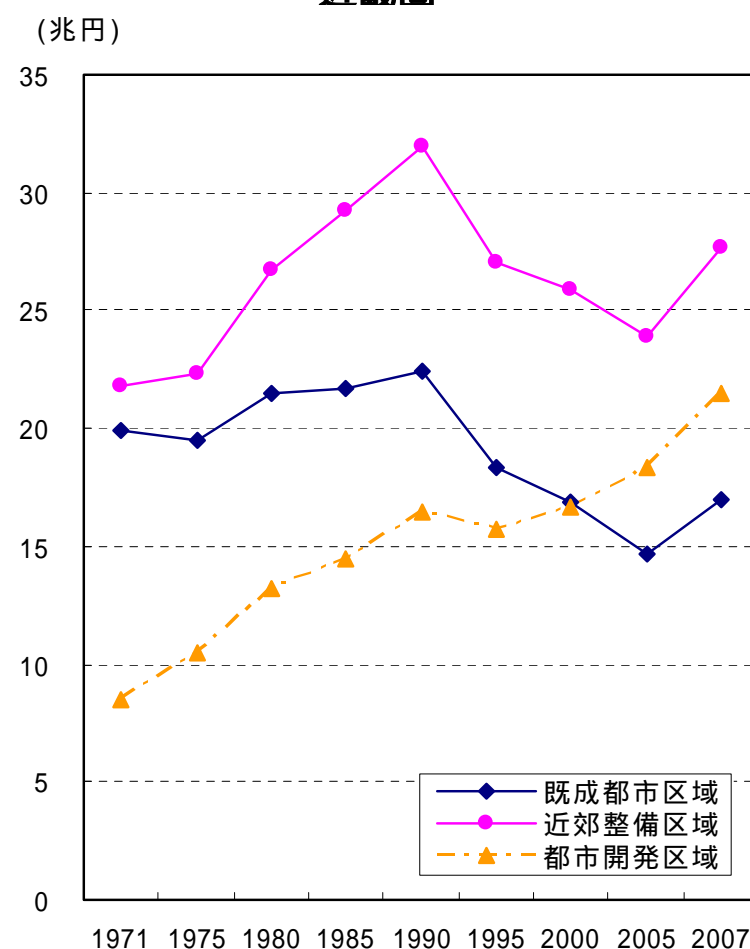
製造品出荷額は、1990年頃までは近郊整備地帯等及び都市開発区域において伸びがみられる。

## 政策区域別製造品出荷額の推移

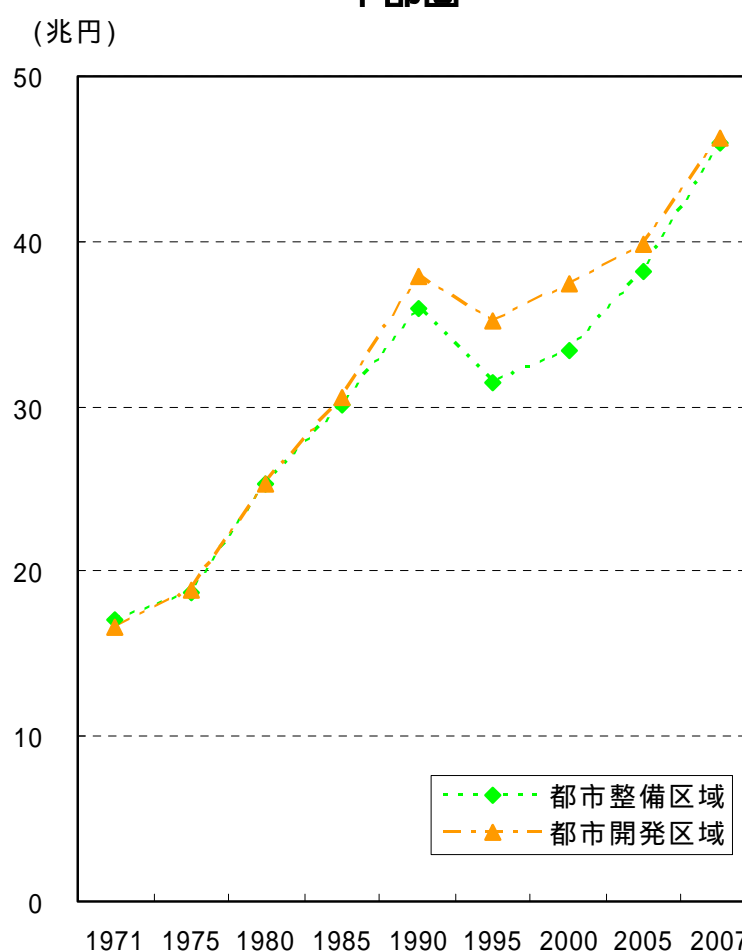
### 首都圏



### 近畿圏



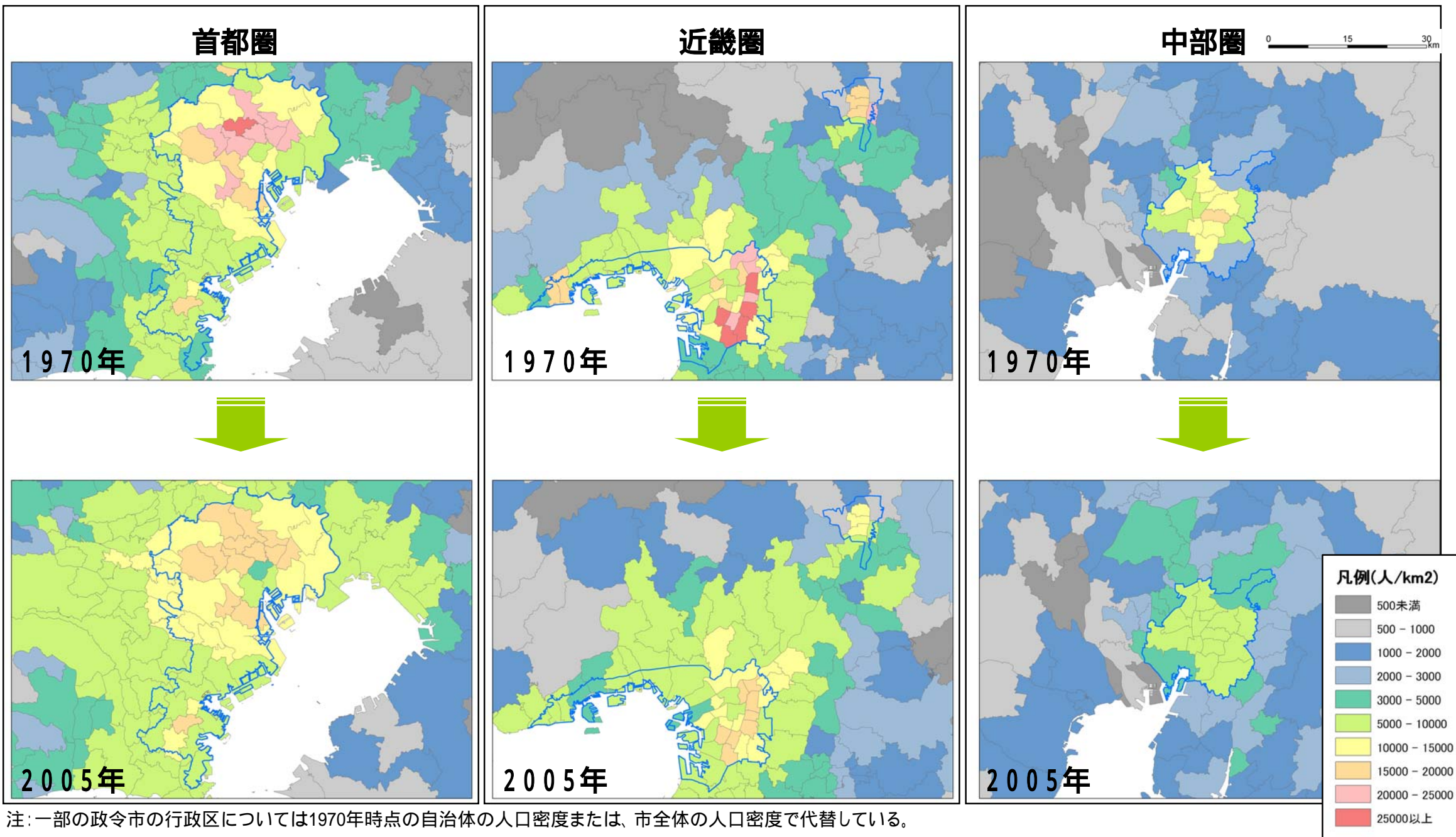
### 中部圏



# 人口密度で見た政策区域の現状

既成市街地等の人口は概ね横ばいであるが、人口密度が著しく高い地域は縮小してきている。一方で近郊整備地帯等に人口密度の高い地域が広がってきている。

首都圏、近畿圏、中部圏における人口密度の変化(市区町村別)



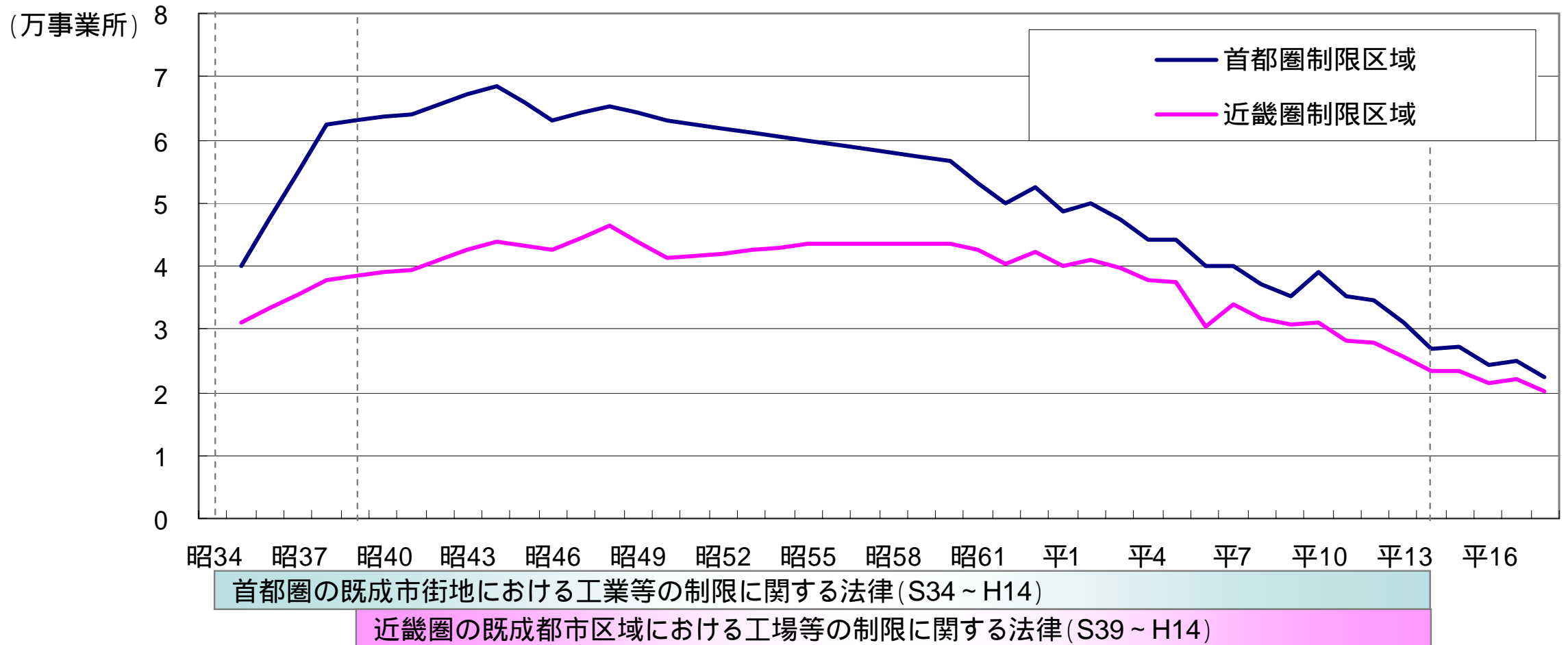
注:一部の政令市の行政区については1970年時点の自治体の人口密度または、市全体の人口密度で代替している。

出典:総務省「国勢調査」より作成



# 工業(場)等制限制度の概要と実績

目的	工業(場)等制限区域について、工場及び大学等の新設及び増設を制限し、既成市街地等への産業及び人口の過度の集中を抑制
対象地域 (制限区域)	【首都圏】既成市街地：東京特別区及び三鷹市の大部分、武蔵野市の全部、横浜市川崎市の約半分並びに川口市の一部(約919km <sup>2</sup> ) 【近畿圏】既成都市区域：大阪市の大部分、尼崎市の約半分並びに京都市、神戸市、芦屋市、西宮市、堺市、東大阪市及び守口市の一部(約421km <sup>2</sup> )
制度	・一定規模以上の工場及び大学の新設・増設の禁止(都府県知事許可)



製造業からサービス業へのシフト、産業のグローバル化等の産業構造の変化、少子化の進行等、社会経済情勢が変化環境に係る諸制度が充実し、既成市街地への産業・人口の集中防止のための手段としての有効性・合理性が希薄

**平成14年に制度廃止**

# 財政特例制度の概要と実績

首都圏等の均衡ある発展に資するため、「首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」の規定に基づき、かつては

## 1. 都府県に対する起債の充当率のかさ上げ及び利子補給

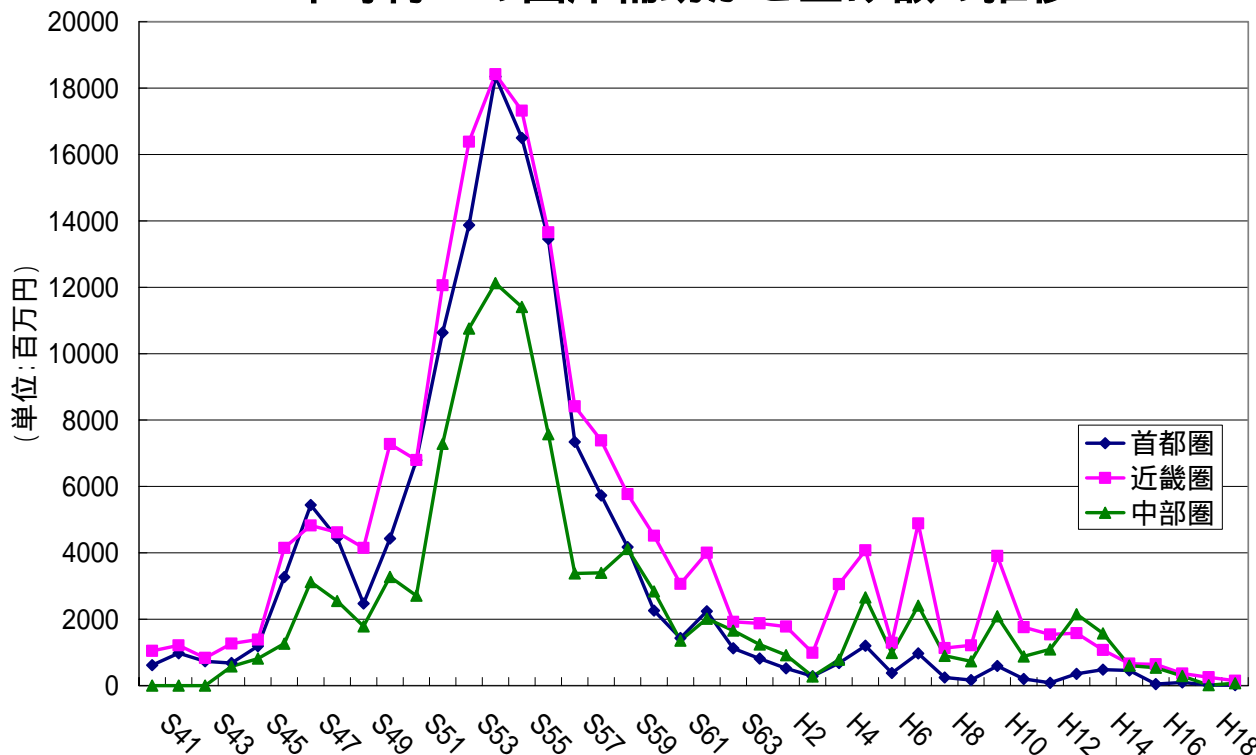
関係都府県が建設計画等に基づいて行う対象事業に係る負担額が当該都府県の通常負担額(標準財政規模に都府県ごとの係数を乗じて求める。)を超える場合に、その超過負担額に特別に充当率を引き上げた地方債の発行について同意又は許可し、当該地方債について利子の一部を国が補給。

## 2. 市町村に対する補助率のかさ上げ

関係市町村が建設画等に基づいて行う対象事業で、その負担額が当該市町村の標準負担額(標準財政規模の10/100)を超える場合において、一定の方式により最高80%まで通常国の負担割合を引き上げ、

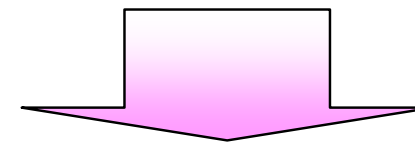
が行われていた。

### 市町村への国庫補助かさ上げ額の推移



対象地域は三大都市圏の近郊整備地帯等及び都市開発区域

出典:総務省調べ

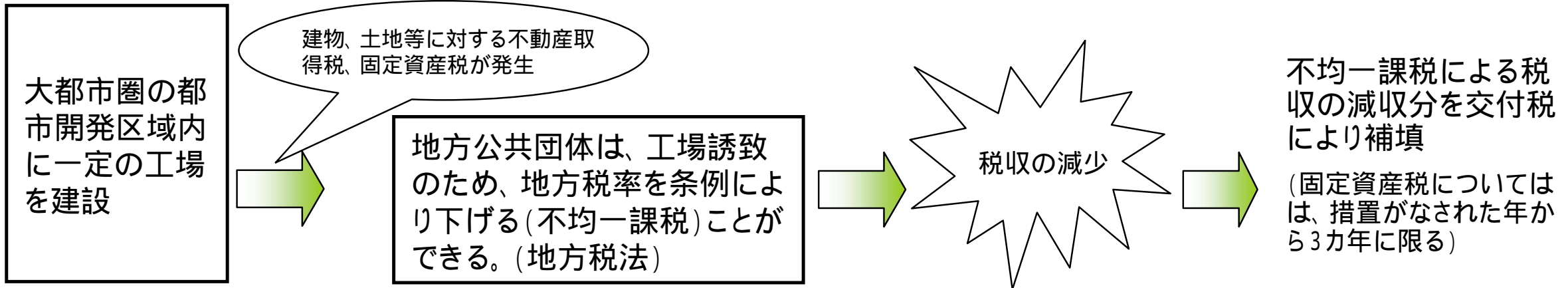


市町村への国庫補助かさ上げ額は  
S54年をピーク(三圏合計約489億円)に  
減少

今後の人口減少、工場立地動向を踏  
まえ、平成19年度末で適用期間停止

# 都市開発区域に係る不均一課税の概要

## 都市開発区域における不均一課税に伴う減収補てん措置制度の概要



## 他の制度との比較

### 【都市開発区域に係る不均一課税】

(対象エリア)

・近畿圏・中部圏の都市開発区域

(首都圏は、新規指定後5年以内のため、現在は対象外)

(減収補填の対象)

・財政力指数が0.46未満の都府県、0.72未満の市町村

・取得価額が10億円を超え、増加する雇用者数が50人を超える工場

### 【企業立地促進法に係る不均一課税】

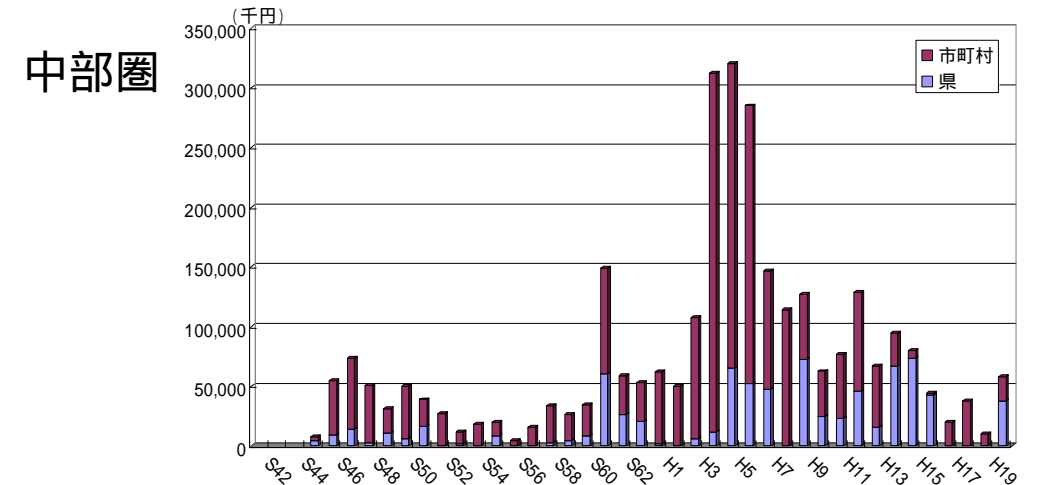
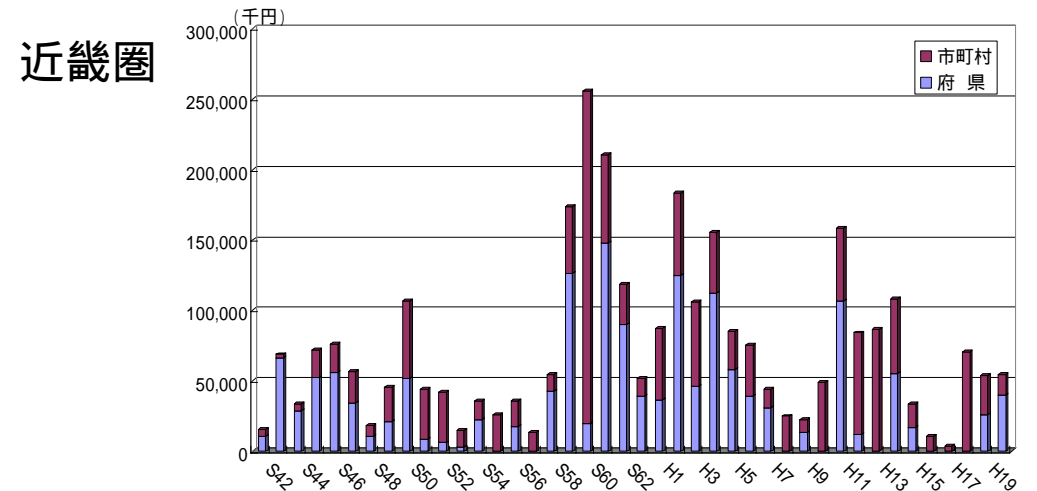
(対象エリア)

・都道府県と市町村が共同で基本計画を作成し、同意を得た区域

(減収補填の対象)

・取得価額が2億円を超える事業者(基本計画により定める指定業種に限定)

都市開発区域に係る不均一課税に伴う減収補てん措置の実績





# 工業団地造成事業の概要と実績

## 1. 制度の概要

工業団地造成事業は、地方公共団体が施行者となる都市計画事業

近郊整備地帯(近郊整備区域)において計画的に市街地を整備し、また、都市開発区域を工業都市等として発展させることを目的

## 2. 法的効果

### (1) 都市計画事業として施行

建築制限、収用権の付与、用地提供者に対する特別控除(譲渡所得から最高5,000万円まで)等が適用

### (2) 不動産代位登記等の特例

### (3) 税制上の特例措置

工業団地造成事業敷地の区域外から区域への事業用資産の買換えを行った場合、その譲渡益の一部について、課税繰延べの特例が認められている。

三圏の都市開発区域において、取得価額が8億円を超え、かつ増加雇用者数が50人を超える製造用設備に係る工場用敷地に対して、市町村は特別土地保有課税を課することができない。

工業団地造成事業の施行者が当該事業の用に供するために取得した土地についても特別土地保有税は非課税

### (4) 造成敷地の譲受人に対する制限

譲受人は、工場の建設計画を策定し、施行者であったものの承認を受けなければならない。

工事完了公告の日の翌日から起算して10年間は、譲渡等を行うときは当事者が施行者であった者の長の承認を受けなければならない。

## 工業団地造成事業一覧

<首都圏>

(平成20年12月末現在)

府県名	名称	所在地	施行者	区域	面積 (ha)	都計決定	事業年度	立地 企業数	
茨城	1 丘里	古河市	(独)都市再生機構	都市開発	116	S40.12.21	S41~S43	47	
	2 釈迦山	古河市	(独)都市再生機構	"	122	S40.12.21	S41~S43	19	
	3 柏原	石岡市	(独)都市再生機構	"	166	S41.12.8	S41~S47	41	
	4 鹿島臨海	鹿島市、神栖市	茨城県	"	2,683	S42.12.11	S42~S48	120	
	5 大生郷	常総市	(独)都市再生機構	近郊整備	69	S48.2.26	S47~S54	32	
	6 筑波北部	つくば市	茨城県	都市開発	128	S56.6.11	S56~S60	15	
	7 筑波西部	つくば市	茨城県	"	102	S56.6.11	S56~S61	13	
	8 つくばの里	龍ヶ崎市	(独)都市再生機構	近郊整備	90	S57.8.16	S57~S62	24	
	9 手子生	つくば市	(独)都市再生機構	都市開発	69	S60.5.20	S60~S62	24	
	10 大砂	つくば市	(独)都市再生機構	"	41	S61.8.14	S61~S63	11	
	11 常陸那珂	ひたちなか市	茨城県	"	86	H1.2.23	H1~H15	7	
	12 土浦北	土浦市	(独)都市再生機構	"	42	H2.2.26	H2~H7	10	
	13 阿見東部	阿見町	茨城県	"	65	H7.5.22	H7~H14	14	
	14 岩井幸田	坂東市	茨城県	近郊整備	85	H4.2.13	H4~H15	13	
栃木	15 宇都宮	宇都宮市	宇都宮市街地開発組合	都市開発	293	S36.11.1	S35~S41	112	
	16 小山	小山市	小山市街地開発組合	"	165	S39.6.15	S36~S50	28	
	17 御厨	足利市	足利市街地開発組合	"	49	S41.11.15	S38~S48	9	
	18 大月・助戸	足利市	足利市街地開発組合	"	34	S41.11.15	S38~S52	8	
	19 鹿沼	鹿沼市	(独)都市再生機構	"	133	S43.3.18	S42~S44	22	
	20 佐野	佐野市	(独)都市再生機構	"	111	S41.3.12	S40~S43	33	
	21 真岡第一	真岡市	(独)都市再生機構	"	175	S40.12.21	S40~S41	33	
	22 真岡第二	真岡市	(独)都市再生機構	"	131	S42.6.13	S42~S44	26	
	23 宇都宮清原	宇都宮市	宇都宮市街地開発組合	"	388	S47.3.1	S46~S51	39	
	群馬	24 大利根	大泉町	群馬県	"	57	S44.1.27	S43~S45	32
		25 太田西部	太田市	群馬県	"	106	S45.12.28	S46~S47	19
		26 太田東部	太田市	群馬県	"	108	S50.7.8	S49~S50	4
		27 鞍掛	館林市、邑楽町、千代田町	群馬県	"	120	S53.9.9	S50~S53	8
28 太田・大泉		太田市	群馬県	"	40	S61.11.14	S61~S62	2	
29 高崎東部		高崎市	高崎工業団地造成組合	"	20	S63.2.10	S63~S63	2	
30 館林東部		館林市	群馬県	"	53	H3.1.11	H2~H3	5	
31 鞍掛第三		邑楽町	群馬県	"	38	H5.6.1	H5~H17	13	
32 伊勢崎三和		伊勢崎市	群馬県	"	51	H5.6.1	H5~H12	14	
山梨		33 国母	甲府市ほか	甲府地区開発事業団	"	97	S43.9.4	S43~S53	28
		34 甲府南部	甲府市	甲府市	"	44	S62.12.9	S62~H6	21
神奈川		35 内陸伊勢原	伊勢原市	神奈川県	近郊整備	64	S43.11.1	S43~S46	64
	36 藤沢北部	藤沢市	神奈川県	"	54	S41.2.4	S40~S41	18	
	37 南足柄東部	南足柄市	神奈川県	"	20	H5.4.9	H5~H7	11	
千葉	38 十余二	柏市	千葉県	"	65	S42.12.1	S42~S46	21	
	39 野毛平	成田市	千葉県	"	74	S45.1.30	S44~S63	24	
埼玉	40 久喜菖蒲	久喜市ほか	埼玉県	"	166	S45.7.17	S43~S51	86	
	41 新郷(川口新郷)	川口市	川口市	"	20	S45.12.28	S45~S49	86	
	42 清久	久喜市ほか	(独)都市再生機構	"	69	S48.1.16	S49~S54	33	
小計	42 地区	-	-	-	6,609	-	-	1,191	

<近畿圏>

府県名	名称	所在地	施行者	区域	面積 (ha)	都計決定	事業年度	立地 企業数
京都	1 長田野	福知山市	京都府	都市開発	342	S44.3.26	S43~S51	42
	2 綾部	綾部市	京都府	"	136	S61.2.18	S61~H5	18
福井	3 福井臨海	福井市ほか	福井県	"	651	S47.3.15	S47~H22	60
	4 敦賀西部	敦賀市	敦賀市	"	20	H13.5.1	H13~H18	2
兵庫	5 北摂(工)	三田市	(独)都市再生機構	近郊整備	136	S45.12.18	S46~H13	42
	6 西神	神戸市	神戸市	"	275	S45.12.22	S46~H8	134
	7 西神第二	神戸市	神戸市	"	94	S58.9.27	S58~H9	49
	8 西神第三	神戸市	神戸市	"	137	H3.10.25	H3~H22	59
滋賀	9 米原南	米原市	米原市	都市開発	23	H19.3.14	H18~H21	
小計	9 地区	-	-	-	1,814	-	-	406

# 近郊緑地保全制度の概要と実績

【目的】 首都圏、近畿圏の良好な自然環境を有するまとまりのある緑地を対象に近郊緑地保全区域を指定することにより、緑地の保全を図り、近郊整備地帯等の無秩序な市街地化を防止し首都圏等の秩序ある発展に寄与する。

< 首都圏近郊緑地保全法 (S 4 1)、近畿圏の保全区域の整備に関する法律 (S 4 2) >

## 【制度の概要】

区域の指定

無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつその保全によって首都及びその周辺地域の住民の健全な心身の保持及び増進、公害若しくは災害の防止の効果が著しい土地の区域を国土交通大臣が指定。

指定の効果

建築物の新增築等の一定規模以上の行為に際し、知事等に届出。知事等は緑地の保全に関し必要と認める場合は助言又は勧告。

特別保全地区の指定

近郊緑地保全区域のうち、特に保全が必要な緑地について知事等は都市計画に近郊緑地特別保全地区を定める。特別保全地区内においては建築物の新增築等に際し、知事等の許可が必要。

## 【指定実績】

### 首都圏

	箇所数	面積
近郊緑地保全区域	19区域	15,861ha
近郊緑地特別保全地区	9地区	758.7ha

### 近畿圏

	箇所数	面積
近郊緑地保全区域	6区域	81,469ha
近郊緑地特別保全地区	17地区	2,697ha

(首都圏・近畿圏とも、区域実績は2009.7末現在、地区実績は2008.3末現在)

# 都市環境インフラのランドデザインの策定

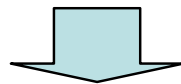
## 都市再生プロジェクト(第三次決定)(平成13年12月)

### 「大都市圏における都市環境インフラの再生」

豊かでうるおいのある質の高い都市生活を実現するため、大都市圏の既成市街地において、自然環境を保全、創出、再生することにより水と緑のネットワークを構築し、生態系の回復、ヒートアイランド現象の緩和、自然とのふれあいの場の拡大等を図る。

### まとまりのある自然環境の保全

大都市に残された貴重な財産であるまとまりのある自然について、その保全を図る。このため、大都市に残る保全すべき自然環境を総点検した上で、それらの保全に必要な施策の強化等を図る。



## 「自然環境の総点検に関する協議会( )」における都市環境インフラのランドデザインの策定(首都圏(H16)・近畿圏(H18))

・首都圏・近畿圏全体を視野に入れた広域的な視点から、自然環境の現状を総点検し、まとまりのある貴重な自然環境を抽出

・点検に当たっては、残存する自然環境について、生物多様性保全の場提供機能等自然環境の有する機能毎に評価

・現状のまとまりのある自然環境の特徴を踏まえ、都市環境インフラとしての自然環境の保全・創出・再生の将来像を示す

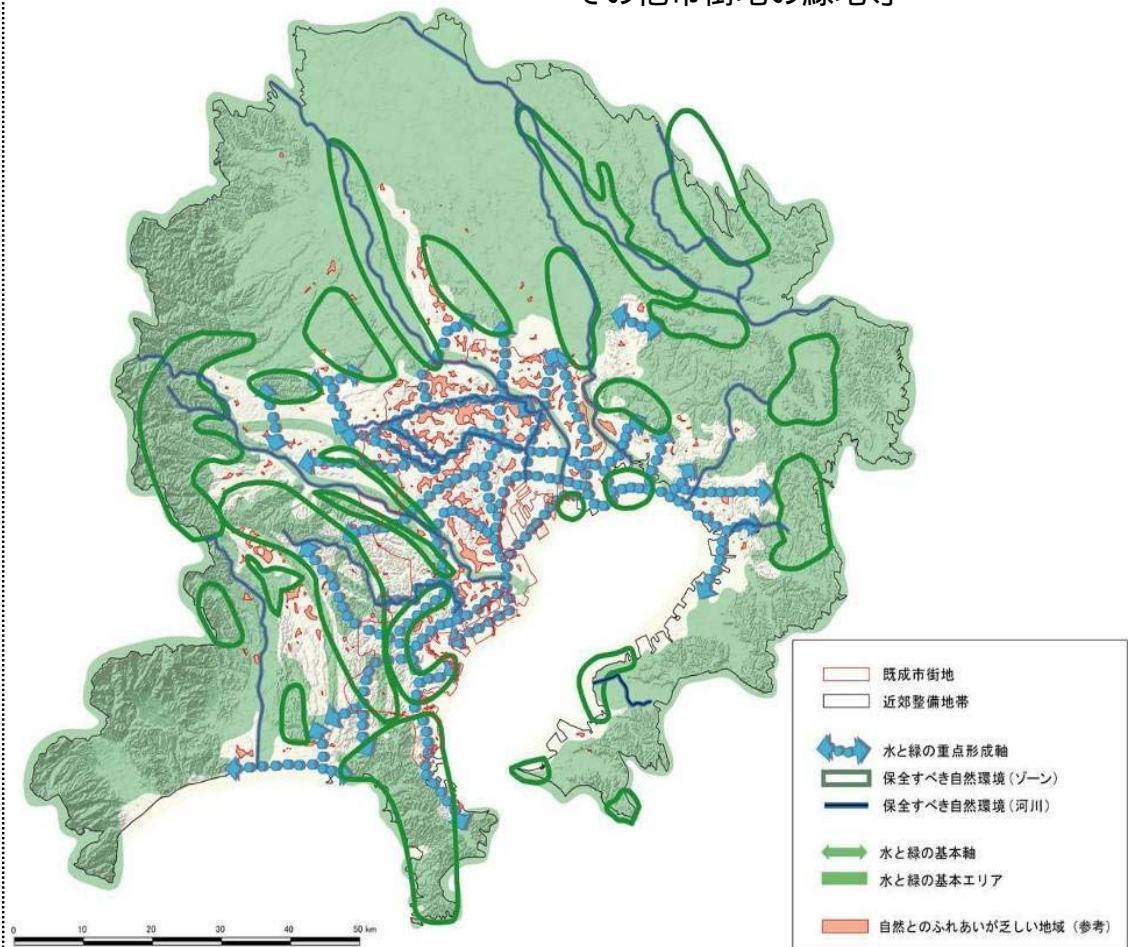
## 首都圏の都市環境インフラのランドデザイン(H16.3)

現況の自然環境を踏まえ、各関係主体が共有すべき目標として将来像を示すとともに、その実現に向けて取り組むべき施策を地域別の行動指針として策定。

ランドデザインが対象とする自然環境

- |            |      |
|------------|------|
| 自然植生       | 二次植生 |
| 農地・植林地     | 水域   |
| その他市街地の緑地等 |      |

### 「首都圏の都市環境インフラの将来像」



出典: 首都圏の都市環境インフラのランドデザイン

：都市再生プロジェクトに基づき、水と緑のネットワークの構築に向けた具体的な取組を推進するための関係省庁、地方公共団体からなる協議会



# 近年の近郊緑地保全区域の指定事例

首都圏において、2005年に約30年ぶりの新規指定となる小網代区域が指定された。また、近畿圏において、2009年に約10年ぶりに拡大指定された。

## 小網代(神奈川県三浦市)

) 2005年9月22日指定

) 面積: 70ha

) 区域の概要

・海辺と陸域の緑が一体となって形成された自然環境



小網代区域

## 円海山・北鎌倉(神奈川県横浜市・鎌倉市)

) 指定年月日: 1969年3月28日指定

2006年12月28日拡大指定

) 面積: 98haを追加(追加後1,096ha)

) 区域の概要

・丘陵部の樹林や谷戸の水辺環境がまとまりのある連続的な自然環境を形成

## 和泉葛城(大阪府岬町・和歌山県和歌山市)

) 指定年月日: 1968年2月23日指定

2009年7月28日拡大指定

) 面積: 257haを追加(追加後23,922ha)

) 区域の概要

・起伏に富んだ山容を形成し、都市の背景となる樹林地がまとまりのある自然環境を形成

# 業務核都市の概要

## 多極分散型国土形成促進法の概要

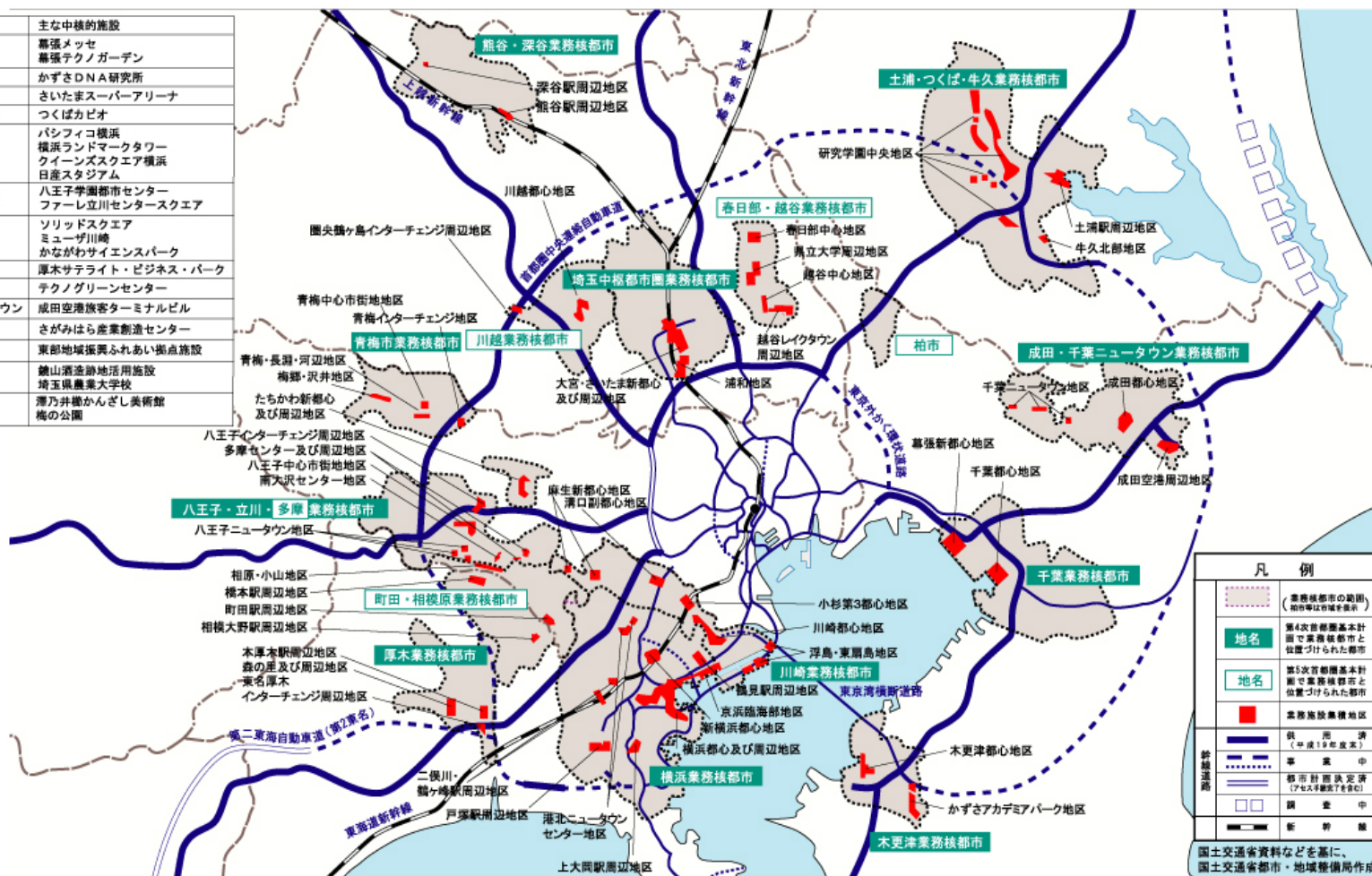
この法律は、人口及び行政、経済、文化等に関する機能が過度に集中している地域からこれらの機能の分散を図り、地方の振興開発と大都市地域の秩序ある整備を推進し、並びに住宅等の供給と地域間の交流を促進することにより、人口及びこれらの機能が特定の地域に過度に集中することなくその全域にわたり適正に配置され、それぞれの地域が有機的に連携しつつその特性を生かして発展している国土の形成を促進し、もつて住民が誇りと愛着を持つことのできる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。（第一条）

## 業務核都市の整備

東京都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中心となる都市（業務核都市）を、業務機能をはじめとした諸機能の集積の核として重点的に育成・整備し、東京都区部への一極依存型構造をバランスのとれた地域構造に改善していくことを目的に推進している。【14地域の基本構想が同意】

### 業務核都市配置図

業務核都市	主な中核施設
千葉	幕張メッセ 幕張テクノガーデン
木更津	かずさDNA研究所
埼玉中核都市圏	さいたまスーパーアリーナ
土浦・つくば・牛久	つくばカピオ
横浜	パシフィコ横浜 横浜ランドマークタワー クイーンズスクエア横浜 日産スタジアム
八王子・立川・多摩	八王子学園都市センター ファール立川センタースクエア
川崎	ソリッドスクエア ミュージア川崎 かながわサイエンスパーク
厚木	厚木サテライト・ビジネス・パーク
熊谷・深谷	テクノグリーンセンター
成田・千葉ニュータウン	成田空港旅客ターミナルビル
町田・相模原	さがみはら産業創造センター
春日部・越谷	東部地域振興ふれあい拠点施設
川越	鏡山酒造跡地活用施設 埼玉県農業大学校
青梅	澤乃井壺かんざし美術館 梅の公園



**凡例**

- 業務核都市の範囲 (地名は市域を示す)
- 地名 (第4次官報国勢基本計画で業務核都市と位置づけられた都市)
- 地名 (第5次官報国勢基本計画で業務核都市と位置づけられた都市)
- 業務施設集積地区
- 計画済 (中核19都市)
- 事業中
- 都市計画決定済 (アセスラ断了済)
- 調査中
- 新幹線

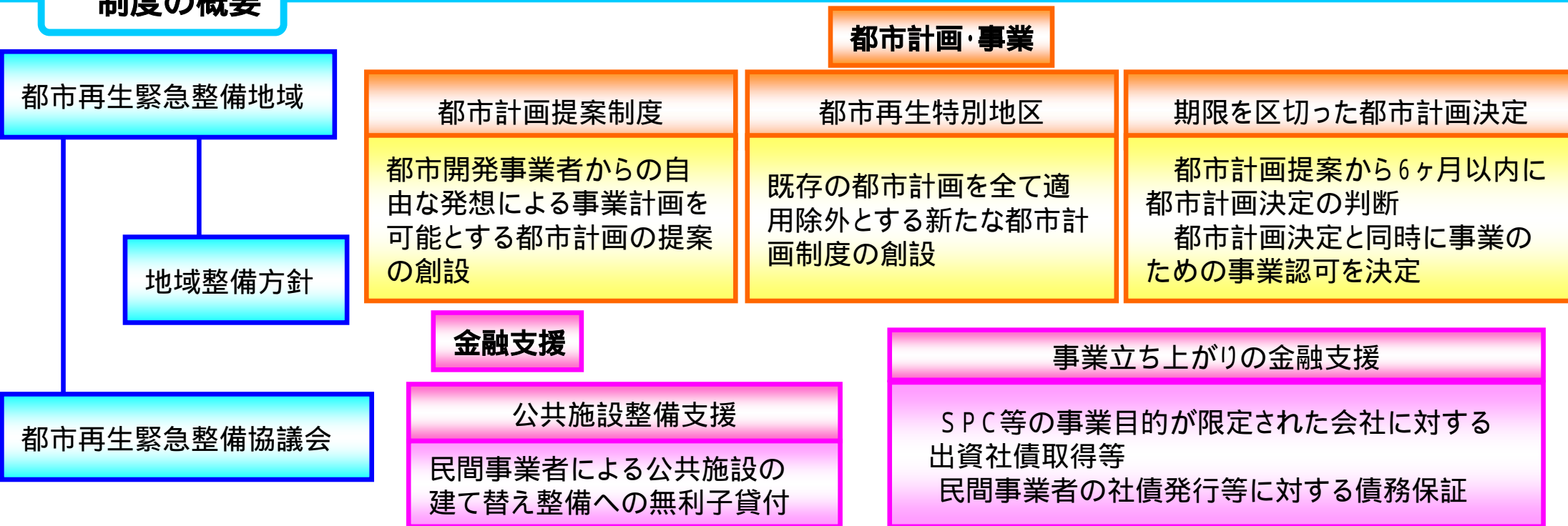
国土交通省資料などを基に、国土交通省都市・地域整備局作成

# 都市再生特別措置法の概要

## 目的

急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（以下「都市の再生」という。）を図るため、基本方針等について定めるとともに、市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定及び都市計画の特例並びに都市再生整備計画に基づく事業等に充てるための交付金の交付等の特別の措置を講じ、もって社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。

## 制度の概要



## 実績

都市再生緊急整備地域 65地域(計6612ha)指定 H19.2末時点  
首都圏:25地域(3429ha) 近畿圏:20地域(1702ha) 中部圏:6地域(549ha) その他地方圏:14地域(932ha)



# 八都県市首脳会議

- 【構成員】** 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県知事並びに横浜市、川崎市、千葉市及びさいたま市の市長
- 【設立年】** 昭和54年 六都県市首脳会議として発足  
平成4年 千葉市長加入、七都県市首脳会議に  
平成15年 さいたま市長加入、八都県市首脳会議に
- 【目的】** 八都県市の知事及び市長が長期的展望のもとに、共有する膨大な地域活力を生かし、人間生活の総合的条件の向上を図るため共同して広域的課題に積極的に取り組むこと。

## 【主要協議事項】

(1)環境問題、(2)廃棄物処理問題、(3)首都機能のあり方、(4)地方分権問題、(5)地震・防災対策  
これらの課題を具体的に検討するため事務レベルによる各委員会等を設置。

## 【具体的な取組の例】

### ディーゼル車対策

・八都県市の連携によるディーゼル自動車の排出ガス規制強化の取組の促進

ステッカーの作成、パトロールの実施 等

広域防災・危機管理体制の強化を図るための「八都県市災害時相互応援に関する協定」

八都県市地球温暖化防止一斉行動(エコウェーブ)

・さいたま新都心、幕張新都心、箱根町、川崎駅周辺、みなとみらい21地区、臨海副都心等において、平成20年7月7日を一斉行動日とし、行政機関や協力事業者等が建物の明かりを20時からの10分間に一斉消灯 等